日本商工会議所

日タイ経済連携協定の判定番号の HS 移行対応プログラムの終了について

日タイ経済連携協定(日タイ協定)の判定番号 HS コード移行対応プログラムを昨年に設置し、当初ご案内しておりました移行対応期間終了後も掲載を続けてまいりましたが、2022 年12月28日で同プログラムの公表を終了します。

本年1月1日より日タイ協定で適用の HS コードは HS2017 となっており、2021 年以前に HS2002 で判定番号を登録していた産品の HS コードの移行対応について、2021 年 11 月 30 日に案内を発信し、同年末までに手続きを終了するようにお願いしておりました。

日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正等に伴う特定原産 地証明書発給手続等について(2021年11月30日)

その後も同プログラムを公表し続け、HS 移行を希望する場合にはご案内してまいりましたが、所定の期間を1年超過する12月で公開を終了することにいたしました。

本年 12 月までに HS 移行の行われていない判定番号は完全に無効となり、当該産品で日 タイ協定をご利用の場合は HS2017 で判定番号をあらためて取得していただくことになり ます。判定番号の利用継続をご希望の場合は、同プログラムを公開しているうちに手続き を終えてください。

HS コード移行に対応済みかわからない場合や、使用している判定番号が日タイ協定のものかわからない場合は、第一種特定原産地証明書発給システムのメインメニュー「日タイ協定 HS コード移行に伴う判定番号継続利用手続」に進み、以下の方法でご確認ください(同サイト内に操作説明書もあります)。

〔確認方法〕

(1) 判定番号の所有者(判定依頼者)の確認方法

「日タイ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続」から確認宣誓画面へと進み、 条件で「宣誓前」を選んで検索表示をクリックして、表示された判定番号は、移行手続きを終了していません(表示がなければ対象となる判定番号はありません)。

判定番号の利用継続をご希望の場合は操作説明書をご確認のうえ、移行手続きを行っ

てください。

(2) 判定番号の同意通知を受けている方の確認方法

「日タイ協定 HS コード移行に伴う判定番号継続利用手続」から原産品同意通知書照会へと進み、協定で「日タイ協定」を選択して検索表示をクリックして表示される判定番号の中で、HS コードに「?」が付いているものは移行手続きが終了していません。 判定番号の利用継続をご希望の場合は判定番号の所有者に移行手続きをご依頼ください。

【参考情報】

(1) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の HS コード移行について、10 月 18 日からご 案内しており、移行期間は 2022 年 12 月 28 日までです。日タイ協定の HS 移行対応と 同様に、1 年程度 (23 年 12 月まで) は操作メニューに残す予定です。

地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定における HS2022 に従った品目別規則 の採択に伴う特定原産地証明書申請手続き等について [2022 年 10 月 18 日]

(2) <u>日 ASEAN</u>包括的経済連携 (AJCEP) <u>協定</u>の HS コード移行について、8 月 26 日にご案 内のとおり、2023 年 3 月に予定されております。このための判定番号移行プログラム の公表については近日中にご案内の予定です。

日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定における HS2017 に従った品目別規 則の採択について [2022 年 8 月 26 日]

(3) その他の協定については、11月29日現在はHS移行の予定の情報や対応プログラムはありません。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム: https://www.jcci.or.jp/hs.html